

概要版

第4次

高槻市地域福祉計画

・地域福祉活動計画

高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、
安心して暮らせる 自治と共生のまちづくり



令和3（2021）年3月

高 槻 市

社会福祉
法 人 **高槻市社会福祉協議会**

策定の趣旨

高齢化や人口減少が進むわが国では、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題、虐待、障がい者本人や家族の高齢化、子どもの貧困など、さまざまな課題を複合的に抱える世帯が見られ、従来の対象者別の公的支援のみでは解決を図ることが困難となっています。また、人と人とのつながりや支え合いが希薄化し、地域の担い手の確保が課題となっています。

そこで、国は「地域共生社会の実現」を掲げ、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のコミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築に向けて改革を進めています。また、地域共生社会の実現に向けては、引き続き、地域福祉の推進が重要であるとされています。

「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、これまでの取組の成果や社会情勢、市民ニーズの変化等を踏まえ、新たに地域共生社会の実現を目指し、本市における地域福祉推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取組を明らかにしていくものとして、市と社会福祉協議会の一体的な計画として策定するものです。

地域共生社会や地域福祉の考え方

地域共生社会とは

平成28（2016）年に「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）において提案された理念で、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。

地域福祉とは

だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、住民のみなさん一人ひとりが主役となって、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切に、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら“共に生き、支え合う社会”を実現することです。

地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条を根拠とし、だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めるため、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画です。

地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、民間の立場から住民が地域でいきいきと安心して生活をするために、社会福祉協議会並びに地区福祉委員会や福祉関係団体の活動課題を明確にし、問題解決に向けた実践の計画です。

2

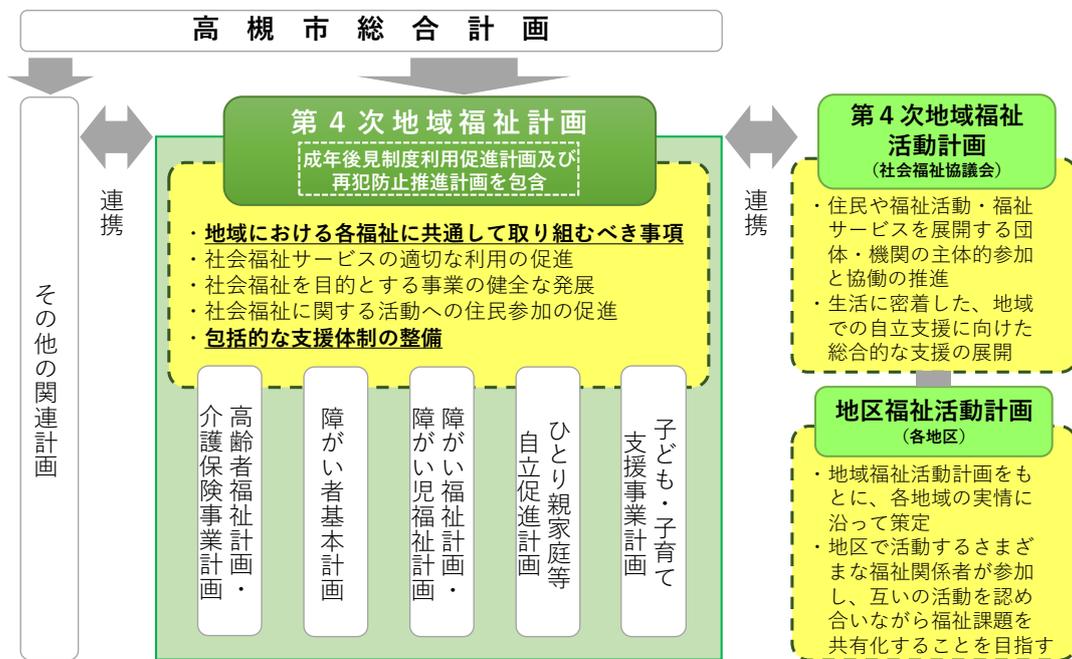
計画の位置づけ及び計画期間

市の「地域福祉計画」は、「第6次高槻市総合計画」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画、また各福祉分野の「上位計画」として、“地域福祉”の視点から、共通する取組や、今後の施策を展開していく上での方向性や基本事項を定めます。

また、地域福祉計画には、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」を包含して策定します。

社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、民間の立場から、住民、福祉活動を行う団体や事業者等が協働して、地域福祉の推進に取り組むうえでの基本事項を定めます。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。



| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|----------|------------------|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 〈関連する計画〉 | 地域福祉計画・地域福祉活動計画 | H28~ | | | | | | | |
| | 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 | | | | | | | | |
| | 障がい者基本計画 | H27~ | | | | | | | |
| | 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 | | | | | | | | |
| | ひとり親家庭等自立促進計画 | | | | | | | | |
| | 子ども・子育て支援事業計画 | H27~ | | | | | | | |

市、社会福祉協議会、地域福祉の担い手である市民、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、相談支援機関等が連携・協力し、それぞれの役割を果たすことにより、地域共生社会の実現を目指します。

●期待される市民の役割

各種研修や講座、地域の集まり、地域活動、ボランティア活動など、参加しやすい活動から積極的に参加するなど、地域での支え合い、助け合いの関係をつくるとともに、課題を抱える近隣住民の発見・つなぎなど、地域課題を自らの問題として受け止め、自身が取り組めることから、具体的な地域福祉活動へつなげていくことが期待されます。

●期待される地域団体等の役割

地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、自治会や地区コミュニティ、老人クラブ、広い地域で公益活動や市民活動を行う団体、さまざまな事業を展開するNPO等は、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりや、地域課題を発見し、地域で解決を試みることなどが期待されます。市民への積極的な情報発信や団体間における交流、社会福祉協議会や市との一層の連携強化が望まれます。

●期待される相談支援機関の役割

自らの分野の相談支援機能を充実させることはもちろん、制度の狭間にある世帯への支援や、複雑化・複合化した生活課題に対応するため、分野を超えた相談支援を充実させることなどが期待されます。地域共生社会の推進において中心的な役割を担うことが求められ、各分野の相談支援機関同士や関係機関・団体との一層の連携強化が望まれます。

●市の役割

社会福祉協議会、地域で福祉活動を行う団体等と連携・協力を図りながら、市民が地域福祉活動に参加する機会の提供の充実に努めるとともに、地域の各種団体や相談支援機関のネットワーク化を図り、総合的な相談支援体制の強化や情報提供の充実に努めます。

●社会福祉協議会の役割

市とともに、地区福祉委員会をはじめ、民生委員児童委員協議会、自治会や地区コミュニティ、ボランティアやNPO、福祉施設等との連携のもと、地域福祉活動を実践するボランティアや地区役員の育成、資質向上を図るとともに、新たな地域福祉活動の担い手づくりのため、講座や事業等を実施します。

基本理念

高槻市に住むすべての人々が、
夢を育み、安心して暮らせる
自治と共生のまちづくり

基本目標1 包括的な相談支援体制をつくる

住民や地域の団体等が生活課題を早期に把握し、相談を受け止めるとともに、専門職によるネットワークを強化して解決を図ります。地域の団体等と専門職が、相互の連携を図ることにより、市全体で包括的な支援を行うことのできる相談支援体制の構築を目指します。

基本目標2 支え合い、共に生きる地域をつくる

住民が身近な課題の解決に向けて取り組んでいくことができる地域づくりを進めます。また、住民がつながり、日頃からお互いに気にかけて支え合い、助け合いの関係性を強化していきます。

基本目標3 地域や福祉の人材をつくる

さまざまな活動に関心を持つことができるような環境づくりや、新たな人材の参加を促進するためのきっかけづくりを進めていきます。また、すべての住民が地域福祉の担い手として、福祉文化・意識を育めるように、福祉教育や住民への学習機会などの充実に努めます。

基本目標1 包括的な相談支援体制をつくる

方針1 身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり

- ・社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題、虐待、障がい者本人や家族の高齢化、子どもの貧困など、住民が抱える生活課題が複雑化、複合化しています。包括的な相談支援体制の整備における身近な地域での取組として、生活課題を抱えた人を早い段階で発見し、支援に結びつけるため、住民が身近なところで気軽に相談を行える体制づくりを進めるとともに、相談ができる場の周知を図ります。

方針1が達成された場合の姿（イメージ）

- 悩みや困り事を抱えこまず、誰もが気軽に相談でき、支援のきっかけとなる場所（人）が身近にあります（います）。

方針2 市全域での包括的な相談支援体制づくり

- ・住民の生活課題が複雑化、複合化する中で、生活課題の早期発見及び総合的な対応が求められています。身近な地域で近隣住民や地域の団体等が受け止めた相談を支援につなぎ、専門職の連携による対応を行うため、各分野の相談支援機関等の多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備を図るとともに、行政をはじめ関係機関・団体等とのつなぎ役となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援体制の一層の充実を図ります。
- ・介護保険や障がい者支援など個別分野の福祉制度にあてはまらない狭間にある人への支援や、公的なサービスでは対応できない多様なニーズに応えるための体制づくりに取り組みます。

方針2が達成された場合の姿（イメージ）

- 多機関がつながり、分野を超えた切れ目のない相談支援が行われています。

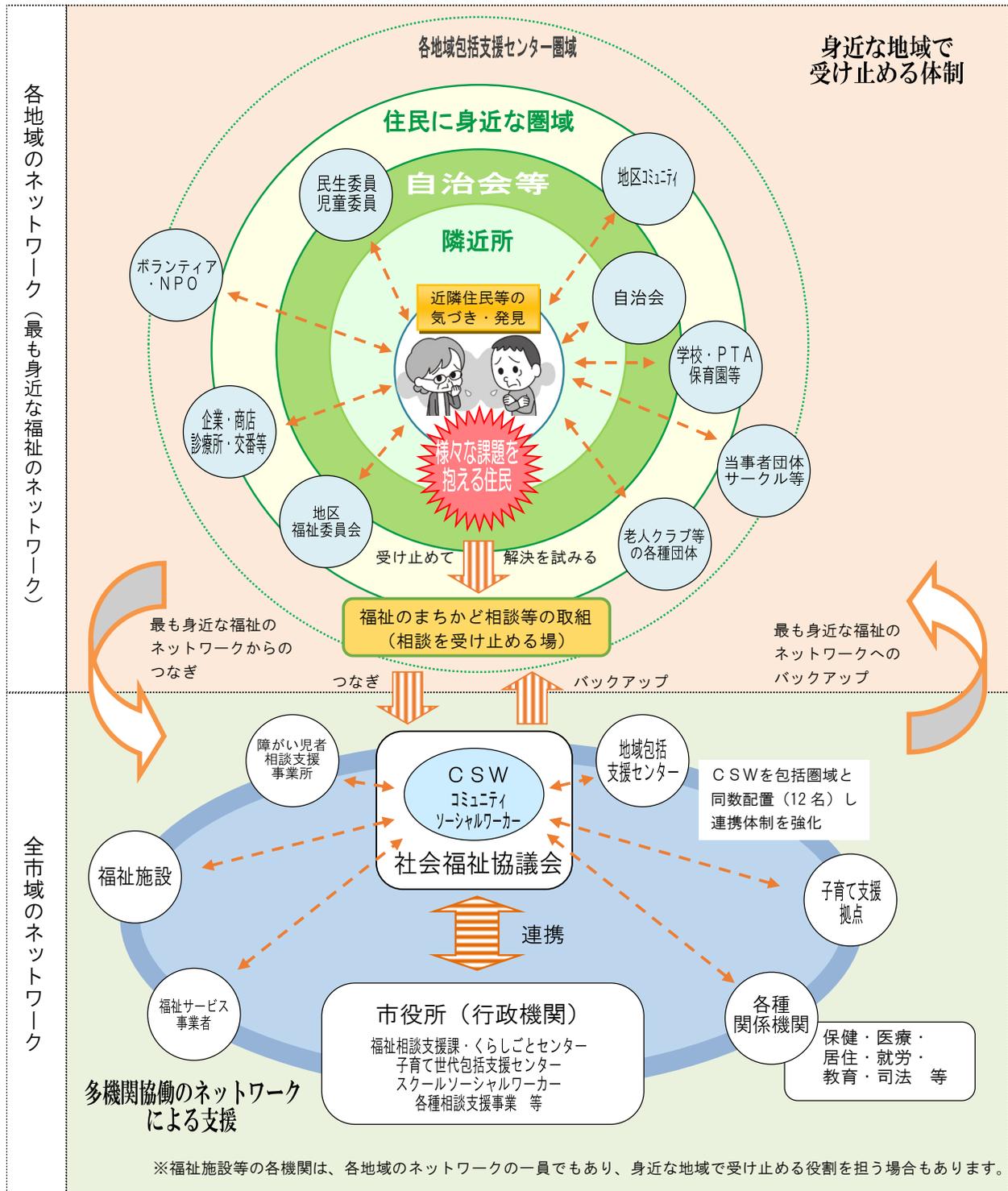
方針3 権利擁護の推進

- ・成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築を目指します。
- ・福祉サービスを選び、決定することが困難な人を支援するサービスである日常生活自立支援事業や成年後見制度、市民後見制度の周知と利用の促進、そのための体制づくりを進めます。
- ・高齢者、障がい者、児童等に対する虐待の防止、早期発見、早期対応に向けた取組を引き続き進めます。

方針3が達成された場合の姿（イメージ）

- すべての人が個性や権利を尊重され、その人らしい生活を住み慣れた地域で過ごしています。

包括的な相談支援体制の整備に向けた目指すべき姿（イメージ図）



「地域」のとらえ方

「地域」のとらえ方は家族構成やライフスタイルによって異なります。また、地域ではさまざまな団体等が活動しており、地域福祉を推進していくためには、地域を重層的にとらえ、それぞれの取組が連携していくことが求められています。そのため、本計画における「地域」は、活動の取組やサービスの内容などによって、柔軟にとらえることとしています。

基本目標2 支え合い、共に生きる地域をつくる

方針1 地域の支え合い、見守り体制の強化

- ・住民をはじめ地域に関わる人たちが自らで考え、地域の課題発見と共有化を図り、互いに協力して地域福祉活動を行うことができるよう、それぞれの地域の特徴・課題にあった「地区福祉活動計画」の策定と、その後の取組を支援します。
- ・高齢者、障がい者、子育て世代など、「支え手」「受け手」といった関係にとらわれずに、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、幅広い世代に対して意識啓発を行い、地域における支え合い、助け合いの輪を一層広げるとともに、地域への参加を促進します。
- ・日頃からの見守り活動を通じて住民同士がふれあう機会を増やし、地域の福祉について話し合える場をつくる取組を進めるとともに、子どもなどを犯罪から守るため、関係機関・団体が連携し、地域の防犯力の向上を図ります。

方針1が達成された場合の姿（イメージ）

- 多様な主体と手を取り合い、自身の住む地域の状況や課題を皆で把握し、解決できる地域となっています。
- 誰もがつながり、孤立しない、安全・安心な地域となっています。

方針2 地域の交流の場づくり

- ・地域の人々が集うことのできる場や機会の充実に向けて、コミュニティセンターや公民館の利用、地域における多様な交流事業の実施を促進します。
- ・地域の交流の場は、生活課題を抱えた住民を発見する拠点としての機能、地域住民が自ら住む地域について意見交換を行う地域づくりの拠点としての機能、誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることができる機能、高齢者や子どもなどの多世代が交流する拠点としての機能、住民と専門職が話し合う場としての機能など、さまざまな面で重要であり、参加しやすい場づくり、環境づくりを進めます。

方針2が達成された場合の姿（イメージ）

- 誰もが気軽に立ち寄り、交流できる居場所が身近にあります。

方針3 災害時要援護者支援体制の強化

- ・災害に備え、災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者などの災害時要援護者を対象とした安否確認や避難誘導等の支援を円滑に行うことができるよう、その必要性について啓発するとともに、地域の団体等との連携・協力のもと、平常時及び災害時における要援護者支援体制の整備を推進します。
- ・市と社会福祉協議会の連携のもと、災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、災害ボランティアセンターの体制の強化を図ります。

方針3が達成された場合の姿（イメージ）

- 災害時に災害時要援護者の支援が円滑に行えるよう、日頃から地域で支え合い、助け合う関係づくりができています。

基本目標3 地域や福祉の人材をつくる

方針1 地域福祉活動を支える人材づくり

- ・さまざまな機会を捉えた啓発や研修の実施などを通して、地域福祉活動の必要性を多くの住民に理解してもらうとともに、新しい担い手の確保・育成を図り、地域福祉活動の裾野を広げていくことを目指します。
- ・各分野のボランティアの育成を図るとともに、講座等受講者へのボランティアに関する情報や活動の場の提供など、受講後の支援を行います。

方針1が達成された場合の姿（イメージ）

- 地域の福祉を支える活動に幅広い層の人が参加しています。

方針2 人権施策及び福祉教育の推進

- ・市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととしてとらえ、人権尊重の理念が日常生活の中に息づく地域づくりに向け、市民、事業者、行政の協働により人権啓発・人権教育を推進します。
- ・地域の福祉活動への理解促進を図るとともに、幼少期からの福祉教育の実施や、福祉について学習する機会をより多くの人に提供することにより、誰をも認め合い、福祉に関心を持つ人を増やし、支え合い、助け合いの意識を醸成します。

方針2が達成された場合の姿（イメージ）

- 一人ひとりが地域や福祉を担う一員として、お互いに認め合う意識が育まれています。

方針3 情報提供・発信の充実

- ・利用者が多様な福祉サービスを主体的に選び、安心して円滑に利用できるよう、福祉制度・サービスについてわかりやすい情報提供を行うとともに、地域や福祉活動に関する情報を発信し、市民の関心・意識の向上と活動への参加につなげます。
- ・高齢者等を狙う悪質商法や特殊詐欺等の被害防止のため周知・啓発に取り組みます。

方針3が達成された場合の姿（イメージ）

- 地域や福祉に関する情報を、誰もが適切に得られています。

6

方針を達成するための取組一覧

基本理念

高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、
安心して暮らせる自治と共生のまちづくり

基本目標 1

包括的な
相談支援体制
をつくる

方針 1 身近な地域で生活課題を受け止める
体制づくり

方針 2 市全域での包括的な相談支援体制
づくり

方針 3 権利擁護の推進

基本目標 2

支え合い、
共に生きる
地域をつくる

方針 1 地域の支え合い、見守り体制の強化

方針 2 地域の交流の場づくり

方針 3 災害時要援護者支援体制の強化

基本目標 3

地域や福祉
の人材を
つくる

方針 1 地域福祉活動を支える人材づくり

方針 2 人権施策及び福祉教育の推進

方針 3 情報提供・発信の充実

※基本理念と基本目標、基本目標ごとの各方針は、市と社会福祉協議会とで共通。

地域福祉計画
市の取組

地域福祉活動計画
社会福祉協議会の取組

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり ② 地域で生活課題を受け止める体制への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ① 支援を必要とする住民を地域で支える体制づくり |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 多機関協働によるネットワークの整備と連携強化 ② 各分野における相談支援体制の充実 ③ 社会福祉従事者の養成 ④ さまざまな課題を抱える住民への支援 ⑤ 犯罪をした者等の社会復帰支援 (再犯防止推進計画) | <ul style="list-style-type: none"> ① 多様化する地域のさまざまなニーズに対応した活動の充実 ② 団体及び専門機関、行政との連携による支援体制の構築 ③ 地域包括ケアシステムの構築に向けての連携 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地域連携ネットワークの構築 (成年後見制度利用促進計画) ② 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の周知と利用の促進 (成年後見制度利用促進計画) ③ 高齢者、障がい者、児童等の虐待防止の取組の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 多様性を受け入れる地域づくりを目指した、住民の相互理解の推進 ② 権利侵害を受けやすい人を守るための事業の充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地域づくりにおける多様な主体の参加と協働の推進 ② 地域での住民・団体の連携の促進（啓発） ③ 地域での見守り、ネットワークの強化 ④ 民間社会福祉施設・社会福祉法人の地域公益活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 地区福祉委員会活動の充実 ② 地域の福祉について考え、互いに支え合える地域づくり ③ 基金などの有効活用 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地域活動拠点の利用促進 ② 地域の居場所・交流の場の利用促進 ③ 世代間交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 地域のだれもが気軽に集える居場所や交流の場づくりの支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時要援護者の安否確認等の支援体制の整備 ② 災害ボランティアセンターの体制強化 | <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時要援護者の日頃からの見守り ② 災害ボランティアセンターの体制整備 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉活動を支える人材づくりと団体間の連携促進 ② 各種ボランティアの参加促進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉活動を支える人材づくり ② 活動の場の情報収集及び提供 ③ ボランティア及び市民活動の支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 学校、地域団体等と連携した人権施策の推進 ② 学校、地域団体、福祉施設等と連携した福祉教育の推進 ③ 啓発の推進・交流の促進 ④ 更生保護の啓発(再犯防止推進計画) | <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉教育の推進 ② 地区福祉活動への理解の促進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉関連情報等の提供・発信の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉情報の収集及び発信 |

第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

令和3（2021）年3月発行

高槻市

健康福祉部 福祉政策課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL:072-674-7162 / FAX:072-674-7820

社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会

〒569-0065 高槻市城西町4番6号

TEL:072-674-7496 / FAX:072-661-4901